

## 残された検討課題

本検討会において、避難対策を進めていく上での残された検討課題は次のとおりである。今後、国はこれらの課題についての検討を進めていくことが重要である。

- ・ 避難指示については、甚大な被害が予想される場合においても発令できる旨を明らかにすることを含め、住民を確実に避難させる仕組みについての更なる検討が必要。
- ・ 現行の避難勧告等について、名称の改善、法的効果の高い情報の発出についての検討も必要。また、避難準備（要援護者避難）情報については、当面の間、要援護者に避難を求める事実上の情報として運用することとするが、今後、その運用状況等を踏まえつつ、要援護者に対する避難勧告の発令について、法的位置づけも含め、更なる検討が必要。
- ・ 市町村が避難勧告等をきめ細かく発令することにより情報量が増大することを踏まえつつ、国レベルにおいて、全国の市町村から避難勧告等をオンラインで収集・蓄積し、ネットワークを通じて国民や企業、行政機関等に提供することと併せて、放送事業者、コンテンツ提供者（情報配信事業者）による防災情報の住民への提供促進についての検討を進めていくことが必要。
- ・ 災害応急対策に対応した危機管理体制のあり方について、本検討報告では、災害対応を専任で所管する部局長（危機管理監等）を通じた指揮命令系統の明確化、情報担当班、広報業務班等の整備等の必要性を報告しているが、更に検討を進め、標準的な危機管理体制モデルを示すことが必要。
- ・ 災害時要援護者の避難対策を進めて行くに当たっては、近隣で安全な避難場所（一時的な避難場所を含む。）の整備や、要援護者の特性に配慮した避難所運営、福祉避難所の整備等、避難場所対策の整備・向上に関する検討とともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携のあり方を含めた、災害時要援護者の支援全般についての検討を進めていくことも必要。
- ・ 本検討会で取り扱われなかった災害（火山等）についての避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（具体的な考え方）等の検討も必要。